

五 特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号）の項において、平成二十三年改正法（この項において「平成二十三年改正法」という。）の附則第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされる特許出願に係る特許（前各項に掲げるとされる特許を除く。）	四 特許法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）の項において、平成二十四年改正法（この項において「平成二十四年改正法」という。）の附則第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされる特許出願に係る特許（前各項に掲げるとされる特許を除く。）	
イ その特許が平成二十三年改正法第一条の規定による改正前の特許法（この項において「平成二十三年改正法」という。）の第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願（平成二十三年旧特許法第三十六条の二第二項に規定する外国語書面出願をいう。）ホにおいて同じ。）を除く。）に対してされたこと ロ その特許が平成二十三年旧特許法第二十五条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたこと ハ その特許が条約に違反してされたこと ニ その特許が平成十四年旧特許法第三十六条の二第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと ホ 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書の特許請求の範囲又は図面に記載した事項が平成十四年旧特許法第三十六条の二第一項に規定する外国語書面に記載した事項の範囲内にないこと	イ その特許が平成十四年改正法第一条の規定による改正前の特許法（この項において「平成十四年改正法」という。）の第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願（平成十四年旧特許法第三十六条の二第二項に規定する外国語書面出願をいう。）ホにおいて同じ。）を除く。）に対してされたこと ロ その特許が平成十四年旧特許法第二十五条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたこと ハ その特許が条約に違反してされたこと ニ その特許が平成十四年旧特許法第三十六条の二第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと ホ 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書の特許請求の範囲又は図面に記載した事項が平成十四年旧特許法第三十六条の二第一項に規定する外国語書面に記載した事項の範囲内にないこと	二 その特許が平成十一年旧特許法第三十六条の二第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと ホ 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書の特許請求の範囲又は図面に記載した事項が平成十一年旧特許法第三十六条の二第一項に規定する外国語書面に記載した事項の範囲内にないこと

附 則 （施行期日） 1 この政令は、平成二十六年改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。 （意匠法施行令の一部改正） 2 意匠法施行令（昭和三十五年政令第十八号）の一部を次のように改正する。 第一項中「特許法施行令」の下に（昭和三十五年政令第十六号）を加え、第二項中「第三章」を「第四章から第六条まで」に改め、第三項中「第四章」を「第七条」に改める。 附則第三項を削る。 （薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正） 3 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二百六十九号）の一部を次のように改正する。 附則第五条第三項中「第七条の規定による改正後の」を削り、「第三条第二号」を「第一条第二号」に改める。 財務大臣 麻生 太郎 経済産業大臣 宮沢 洋一 内閣総理大臣 安倍 晋三 特許法等関係手数料令等の一部を改正する政令をここに公布する。 御 名 御 璽 平成二十七年一月二十八日 内閣総理大臣 安倍 晋三 政令第二十七号 特許法等関係手数料令等の一部を改正する政令 内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十六号）の一部の施行に伴い、並びに意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十条の二十二第一項、第六十一条第三項及び第六十七条第一項並びに弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。 （特許法等関係手数料令の一部改正） 第一条 特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）の一部を次のように改正する。 第二条の二の次に次の一条を加える。 （個別指定手数料の返還の額） 第二条の三 意匠法第六十条の二十二第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 意匠法第六十条の二十一第一項の規定により納付すべき個別指定手数料を納付した者 同項の規定により納付した個別指定手数料の額の円換算額（特許庁長官が定める比率により日本円に換算した金額をいう。次号において同じ。）から一万五千三百円を控除した額 二 意匠法第六十条の二十一第二項の規定により納付すべき個別指定手数料を納付した者 同項の規定により納付した個別指定手数料の額の円換算額 第三条第一項の表中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。 四 国際登録出願をする者 一件につき三千五百円	
---	--